

2026年3月下旬から

# 指定難病の医療受給者証の記載事項が変わります

2026年3月下旬以降、愛知県が発行する医療受給者証の記載事項について、以下の2点が変更となります。

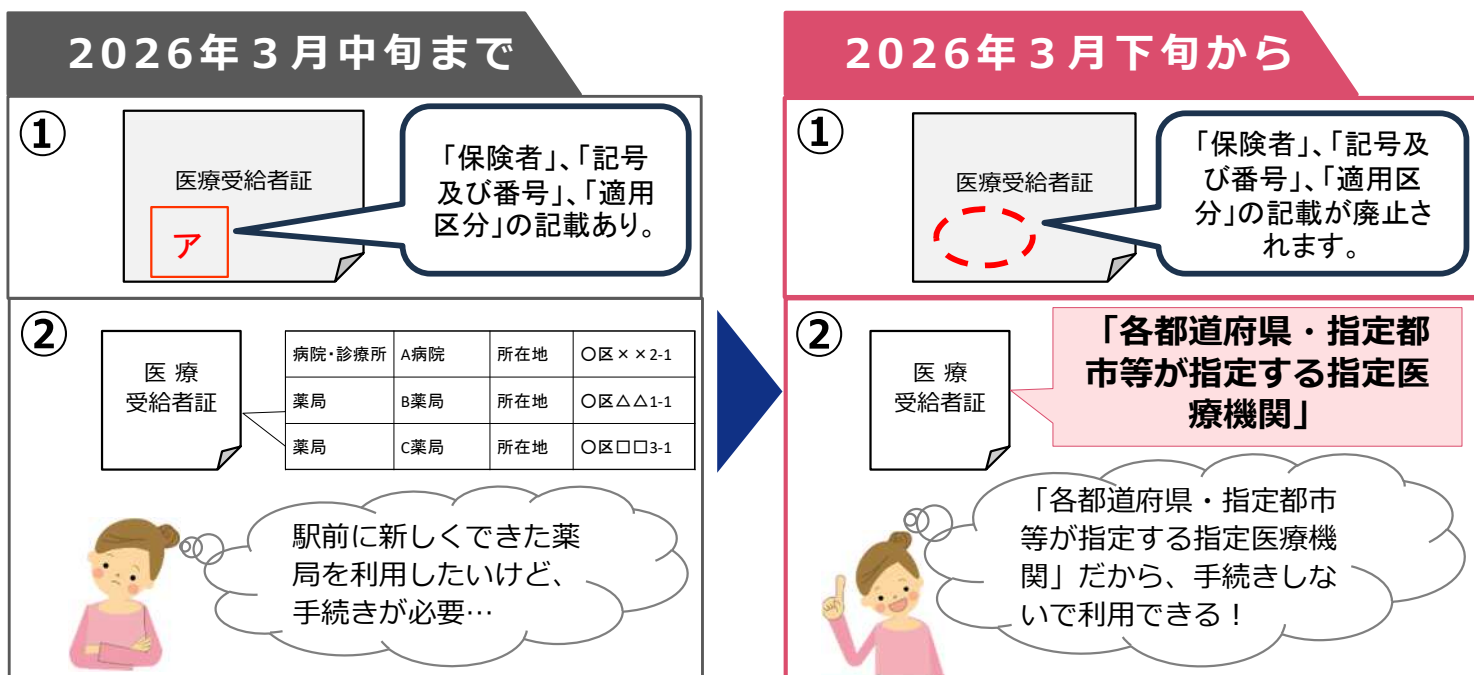
- ① 加入医療保険情報（「保険者」、「記号及び番号」、「適用区分」）に係る項目の記載を廃止します。

オンライン資格確認により指定医療機関にて加入医療保険の情報を確認できるようになったため、項目を廃止することとなりました。

- ② 「個別の指定医療機関の名称」ではなく「各都道府県・指定都市等が指定する指定医療機関」と記載します。

「各都道府県・指定都市等が指定する指定医療機関」であれば、新たに利用する指定医療機関（※）として事前の申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

（※）医療機関が「難病法に基づく指定医療機関の指定」を受けているかどうかは、各都道府県・指定都市のHPにおいてご確認ください。



## 《現在お持ちの医療受給者証について》

現在お持ちの医療受給者証には、加入医療保険情報及び「個別の指定医療機関の名称」が記載されていますが、2026年3月下旬以降は、特段の手続きを行うことなく、従来の医療受給者証と同様に利用可能ですので、次回更新時までそのままご使用ください。